

青少年のインターネット利用に関する保護者の責務

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(保護者の責務)

第6条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。 (平成21年7月8日施行)

1. 有害情報に対する認識 2. 利用状況の把握
3. 利用の管理 4. 活用する能力の習得促進

高知県青少年保護育成条例

(インターネット利用環境の整備)

第23条の3 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、その内容の全部又は一部が第8条第1項各号のいずれかに該当すると認められるもの(以下この条において「有害情報」という。)を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない。

(追加[平成21年条例28号])

- ・現在の県条例は、広く県民全体に対して、有害情報の閲覧の制限について定めたものとなっている。
- ・青少年のインターネット利用に関する保護者の責務については、具体的な内容が示されていないため、保護者の理解が十分に進んでいないのが現状である。

取組の方向性

参考となる先進県の条例改正の取組

	鳥取県	兵庫県
目的	青少年のネット被害の増加に対応するため	青少年のネット依存の深刻化を改善するため
内容	ペアレンタルコントロールの努力義務(平成26年改正) ・利用時間及び場所の制限 ・利用状況の把握 ・機能の制限 ・フィルタリング利用等	保護者の取組の義務(平成21年改正) ・判断能力の育成等 インターネットの利用に関する基準づくりの努力義務(平成28年改正) ・利用の時間、方法
成果	☆フィルタリングの利用率の上昇やインターネット利用に関する家庭でのルールづくりの促進	

※両県の条例の詳細は資料3-3

今後の方向性

高知県青少年保護育成条例を改正し、保護者の責務に対する県民意識の高揚を図るとともに、関連する施策等を総合的に推進する。

<条例改正と合わせた具体的な取組例>

- ◆学校・PTA単位でのルールづくりの促進
- ◆「高知家」児童会・生徒会サミットでの啓発
- ◆高知県版ネット宣言(関係機関も含めた宣言)
- ◆事業者によるフィルタリング・機能制限の利用の研修
- ◆事業者による販売時の説明の促進
- ◆知事部局、教育委員会、県警等の関係機関の連携を図る推進会議

保護者の責務の明確化

- ・利用状況の把握
- ・利用の管理(フィルタリングや機能の制限、ルールづくり等)